

配管職種(建築配管作業)

<p>作業の定義</p>	<p>「建設業法で定義された管工事」(注)を行う作業をいう。また、水道、ガス等の配管工事のうち水道メータ、ガスメータ等の流量測定装置から下流の配管作業が対象となる。</p> <p>注 建設業法による「管工事」の定義 冷暖房、空調機、給排水、衛生等のための設備を設置したり、又は、金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する専門工事。 具体的には、給水装置(水道)工事、排水設備工事、給湯設備工事、衛生設備工事、冷暖房設備工事、空調機設備工事、ガス配管工事、浄化槽工事等の工事を「管工事」という。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)建築配管作業 ①管の加工作業 1) 切断、曲げ及び接合作業 1.プラスチック管 ②各種配管の標準こう配の配管作業 ③読図作業 1.配管図</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)建築配管作業 ①管の加工作業 1) マーキング、切断、曲げ及び接合(溶接)作業 (溶接には特別教育又は技能講習が必要。) 1.鋼管 2.銅管 3.プラスチック管 ②配管及び機器類の取付け作業 1.配管施工図に基づく所要のこう配の配管作業 2.空調機及び給排水衛生設備に使用する複雑な機器類(衛生器具を含む。)の組立て、据付け及び取付け作業 ③読図作業(1を必ず行うこと。) 1.配管図(平面図及び立面図を含む。) 2.系統図 3.各種装置、機器回りの配管図 4.配管こう配図 5.配管施工図 ④測定作業(寸法精度、水圧テスト等)</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)建築配管作業 ①型取り、材料取り作業 1.型取り及び芯出し作業 2.配管図による材料取り作業 ②管の加工作業 1) マーキング、切断、曲げ及び接合(溶接)作業 (溶接には特別教育又は技能講習が必要。) 1.鋼管 2.銅管 3.プラスチック管 4.ステンレス鋼管(必要に応じて行う) 5.鋳鉄管(曲げを除く。必要に応じて行う) 6.耐火二層管(曲げを除く) ③配管及び機器類の取付け作業 1.配管施工図に基づく所要のこう配の配管作業 2.空調機及び給排水衛生設備に使用する複雑な機器類(衛生器具を含む。)の組立て、据付け及び取付け作業 3.減圧装置及び装置トラップの組立て作業 ④読図作業(1を必ず行うこと。) 1.配管図(平面図及び立面図を含む。) 2.系統図 3.各種装置、機器回りの配管図 4.配管こう配図 5.配管施工図 ⑤測定作業(寸法精度、水圧テスト等)</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③配管職種に必要な整理整頓作業 ④配管職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>(1)関連業務 ①プラント配管作業 ②機械、器具の管理作業 ③管の被覆・塗装作業 ④管施設の機能試験(水圧、気密、通水、通気、満水、煙試験等)作業 ⑤配管関連作業 1.静電気の除去設備取付け作業 2.配管の掃除、点検、修理、水抜き、油抜き、ガスの置換等の保守に関連する施工作業 3.配管工事に関連する養生作業 ⑥配管工事検査作業 ⑦配管工事に使用する各種機械の運転作業(機械に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑧玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑨耐圧試験の補助作業 (2)周辺業務 ①原材料の搬送作業(工場内) ②製品(部品)の梱包・出荷作業 ③原材料の保管作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①主材料(1.から5.を必ず使用し、6.は必要に応じて使用すること。) 1.管(鋼管、銅管、プラスチック管等) 2.継手(フランジ、エルボ、チーズ、レジャーサ等) 3.弁(逆止弁、ゲート弁、ボール弁等)又は水栓 4.ボルト、ナット類 5.ガスケット、パッキン類 6.支持金物(ターンバックル付き吊り金具、サドルバンド等) ②副資材等(必要に応じて使用すること。) 1.ろう材 2.溶接棒 3.コーキング材 4.接着剤 5.シール材 6.空調機設備、給排水衛生設備に使用する機器類(衛生器具を含む。)</p>		

<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等 1.高速砥石切断機 2.バンドソー 3.動力ねじ切り機(ホブ式、ダイヘッド式等) 4.コンクリートカッタ 5.両頭研削盤(ダイヤモンドドレッサ) 6.チェーンブロック 7.N₂ガスカードル 8.ガス溶接装置一式(ガス溶接装置用器具類) 9.アーク溶接装置一式(アーク溶接装置用器具類) 10.ガス切断装置一式(ガス切断装置用器具類) 11.配管作業用各種機械(荷役機械、建設機械等) 12.玉掛用具(玉掛用ワイヤ、シャックル、やわら、まくら木等) 13.空気圧縮機(気密試験用) 14.ポンプ(耐圧試験用) 15.鋼管用面取り器(リーマ) 16.ビニル管用面取り器(リーマ) 17.パーニングリーマ 18.鋼管用パイプカッタ 19.ビニル管用パイプカッタ 20.カッタナイフ 21.フレアツール 22.手動ねじ切り機(オスタ型、リード型等) 23.ジェットオイル 24.トーチランプ 25.金ばし 26.脚立 27.小ぼうき 28.保護具(保護帽、保護眼鏡、防塵マスク、手袋等) 29.パール 30.シヨベル 31.コードリール 32.電気ドリル 33.パイプベンダ 34.ディスクグラインダ 35.Vブロック 36.測定用ピース 37.ねじゲージ 38.水準器 39.ノギス 40.溶接機用電流計(クランプメータ) 41.耐圧試験用圧力計 42.振動ドリル 43.コンクリートドリル</p>
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>給水設備(水道)工事、排水設備工事、給湯設備工事、衛生設備工事、冷暖房設備工事、空調和設備工事、ガス配管工事、浄化槽工事等の「建築配管工事の結果」が製品である。</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.管の加工作業のみの場合 2.各種機器の取付け作業のみの場合 3.現場作業がない場合 4.さく井作業 5.冷凍空調和機器施工職種の配管作業 6.厨房設備施工職種の配管作業 7.産業車両整備職種の配管作業 8.鉄道車両製造・整備職種の配管作業 9.空気圧装置組立て職種の配管作業 10.油圧装置調整職種の配管作業 11.建設機械整備職種の配管作業 12.農業機械整備職種の配管作業 13.改造配管の内部ガス置換作業 14.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>